

第34回盛岡家庭裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成30年2月15日（木）午後2時30分から午後4時30分まで

2 開催場所

盛岡家庭裁判所大会議室（5階）

3 出席者

（委員） 河原克巳，佐々木清一，高橋まつ子，田嶋宣行，那波和久，堀内満，
山崎哲雄

（五十音順，敬称略）

（説明者） 国分史子裁判官，澤里主任家裁調査官，齋藤家裁訟廷記録係長

（事務局） 角掛家裁事務局長，千村首席家裁調査官，森谷家裁首席書記官，板橋次席家裁調査官，後藤家裁事務局次長，萌出地裁総務課長，西館家裁訟廷管理官，藤井家裁総務課課長補佐，遠藤地裁総務課庶務係長

4 議事等

(1) テーマ「少年事件における保護的措置について」の説明

(2) 施設見学（少年審判廷，面接室）

(3) 意見交換（◎委員長，○委員，■説明者）

◎ 少年事件における保護的措置に関する説明及び施設見学を踏まえて，質問等があれば伺いたい。

○ 先程説明を受けた保護的措置はいつ頃から行われているのか。

■ 以前は，面接において教育的な働き掛けを行っていたが，現在のような形で行うようになったのは平成15年頃からと思われる。

○ 少年事件の付添人をした際，課題を与えてワークシートをさせるなどの取組を保護観察所で目にしたことはあったが，裁判所で行っていることは知らなかった。

■ 先程説明した保護的措置の取組は，付添人が付かない比較的軽い事案で行うことが多い。

- 保護的措置の取組は、全国の家裁裁判所で行われているのか。
- 全国の家裁裁判所で様々な工夫をしながら行われている。
- ワークシートの作成にはどれくらいの時間を掛けているのか。
- 30分から40分程度の時間を掛けて説明した後にワークシートを配布し、2週間程度の期限を定めて提出させている。
- 病院では1、2週間で症状が良くなるケースが少ないため、今の説明を聞いて期間が短いという印象を持った。
- ワークシートを提出させる期間については、裁判官と検討しながら決めている。事案によっては継続することもある。
- 少年に対して教育的な働き掛けをするに当たっては、高校、中学校等の教育機関との連携も図っているのか。
- 少年が抱える問題の原因が学校に関わる事案の場合（例えば不登校等）、教育機関と連携しながら、登校のきっかけを与える働き掛けをすることもある。
- ◎ 保護的措置について、有益と思われる教育的な働き掛けの仕方について御意見を伺いたい。
- 家裁裁判所では、少年への働き掛け以外に保護者、親権者に対してどのような働き掛けをしているのか。
- 当庁では、保護者会を開催し、親の役割や少年の課題、社会奉仕活動等について学んでもらう機会を設けたこともあった。また、親子の相互理解を深めるために、少年に日記を書かせ、それを親に読んでもらった上で、1日一つ少年の良いところを見つけてもらうという取組もしており、一定の成果を上げている。
- 少年事件が減少しているとのことだが、ネット社会が進んでいる中で潜在化している問題もあるのではないかと。その意味から、大人の価値観を押し付けるのではなく、若い世代が共感できる組織作りが重要であり、例えば司法を志す大学生などによるボランティア組織を育成し、関わらせていくことも

効果的と考える。

- 実際に、学生のボランティア組織（ＢＢＳ）は比較的古くから関わってきている。
- 当庁では、少年が城跡公園の清掃等を行う際に、ＢＢＳに援助してもらったこともあった。
- 病院の場合には、地域ケア看護、保健師、学校関係者、児童相談所等の関係者が集まって、問題点に対する今後の指導方針等を検討するケースが多い。個別にアプローチするよりは、関係者が一堂に会して検討を進めていく方が効果的と思われるが、少年事件の場合、少年と親の両方に対して同時に働き掛けをすることがあるのか。
- 少年が親の前で、あるいは親が少年の前で話しにくいといったケースもあることから、裁判所が調整役となり、ケース毎に、効果的な働き掛けができるように検討している。
- ◎ 少年に対して、被害者の実情や気持ちを伝え、理解を深めさせるための良い方法があれば伺いたい。
- 特別なことではないが、自分の犯した罪を理解させるため、被害者、遺族の置かれている状況や気持ちを率直に伝えることが重要と考える。
- 付添人は、立場上、被害者と直接やり取りをすることになるが、その際、厳しい言葉や率直な言葉を受けることもある。
- 児童相談所では、被害者と接触することはあまりないが、少年が自分の犯した罪に気付いていないケースや、親が被害者に謝罪していないケースもある。そうしたケースでは、まずは少年や親に被害者の置かれている現状等に気付いてもらいたいと思っている。

また、１５年から２０年前は非行少年に関する相談件数が相当程度あり、不登校の子供と親に児童相談所に通ってもらう取組をしたこともあった。このようなケースでは、親子関係に問題があることが多いため、児童相談所までの往復の時間を親子のコミュニケーションの時間に当てることができると

いう点で、良い取組だったと考えている。

- 刑務所見学をさせて、非行の先にあるものを実感させることも効果的ではないか。
- 親自体に、規範意識が乏しいと思われるケースもあり、そのような場合には、少年だけに規範意識を求めるのは難しい。改善意欲がない少年に対しては、見える化を図ることも歯止めになるのではないか。
- 少年の自覚を促すため、何かしらの視覚ツールを利用したり、ロールプレイの手法を用いることで更に踏み込んだ体験をさせることができるのではないか。
- 当庁では、特別な視覚ツールは使用していないが、パワーポイント等を利用して、少年に対し、この次に犯罪に誘われたらどうするかを考えさせる取組を行っている。
- ◎ 暴力事件に関して、暴力的な解決の問題性や少年の怒りのコントロールについて、どのような働き掛けが考えられるか伺いたい。
- 臨床心理士と連携して、認知行動療法、アンガーマネジメント等の手法が考えられる。ただ、短期間で習得することは難しいので、これからの道筋を作ってあげることが再犯の防止に向けて、一定の効果はあると思う。
- ◎ 性非行、薬物非行についてはどうか。
- 家庭環境が大きく影響していると考えられる。
- 性非行は一般化してきており、児童相談所にも相談が持ち込まれることがあり、低年齢化していると感じている。薬物非行について、児童相談所が関わることはなかった。
- ◎ 民間資源の活用に関して御意見を伺いたい。
- 岩手少年友の会は全国組織であり、調停委員も会員となっている。活動の幅を広げて充実させていくために、民間の組織からも協力を得て、少年と価値観を共有できる年代の会員を増やしていきたいと考えている。
- 補導委託という制度があるが、数日単位の短期間で、農業等の職業体験を

させることで充実感を味合わせ、社会の歯車の一部であることを実感させるのも効果的と考える。

- 奉仕することの大切さ、労働の大切さ、人と交わることの大切さを実感させ、達成感や他人に必要とされる成功体験を感じてもらえるようなものが効果的だと考える。
- ◎ 非行を犯した少年を受け入れる側の理解を得るためのアプローチの仕方について御意見を伺いたい。
- 調停委員の中には、少年の自立のために職業訓練の場として雇用の機会を与えても良いと言ってくれる人もいることから、そういう人にアプローチしてみてもどうか。
- ◎ 裁判所のホームページやパンフレット等の他に、PRの手段として効果的なものはないか御意見を伺いたい。
- フェイスブックなどのSNSは、興味のある人がアクセスするので、効果があると考えられる。
- 裁判所のホームページについては、活字だけではなく動画をアップしてはどうか。
- 単に協力を求めるだけではなく、受け入れる側のメリットも伝える必要があるのではないか。

5 次回期日等

(1) 次回期日

地家裁合同委員会 未定（9月下旬又は10月上旬）

(2) テーマ

未定